

知立市街頭等防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で発生する犯罪を抑止し、安心・安全な市民生活を実現するため、市が街頭及び市営駐輪場（以下「街頭等」という。）に設置する防犯カメラに関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益に配慮しつつ、防犯カメラの有用性を最大限に発揮させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として、市が街頭等に継続的に設置するカメラ装置であって、撮影した映像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 記録映像 防犯カメラにより記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。）であって、モニターを用いて映像として表示するものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(設置場所)

第3条 市長は、犯罪発生を抑止効果及び市民等のプライバシー保護の調和を図り、撮影区域が適切な範囲となるよう防犯カメラを設置する。

- 2 市長は、防犯カメラを設置する場合は、当該防犯カメラを設置する場所付近の適当な場所に、看板等により防犯カメラを設置している旨を明示するものとする。

(管理運用責任者等)

第4条 市長は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行わせるために、防犯カメラ管理運用責任者（以下「管理運用責任者」という。）を置く。

- 2 管理運用責任者は、危機管理局安心安全課長とする。
- 3 管理運用責任者は、防犯カメラの取扱いに当たっては、この要綱の規定を遵守しなければならない。
- 4 管理運用責任者は、記録映像から知り得た市民等の個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 管理運用責任者は、防犯カメラの管理及び運用について、安心安全課の職員に命じて行わせることができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により防犯カメラの管理及び運用を命じられた職員について準用する。

(運用に関する事項)

第5条 市長は、記録映像（特定の個人を識別することができるものに限る。以下同じ。）を防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、知立市個人情報保護条例（平成13年知立市条例第29号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規定による場合は、この限りでない。

2 市長は、記録映像の漏えい、滅失、毀損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防犯カメラや映像を保存した記録媒体は、防護・管理し、記録映像が外部へ持ち出されないよう対策を講じなければならない。

(2) 記録映像の保存期間は、2週間を上限（前項ただし書の規定により記録映像の提供を行う期間を除く。）とし、保存期間を経過した記録映像は、自動上書き機能により消去する。

(3) 記録映像は、撮影時のまま保存することとし、改ざんしてはならない。

3 防犯カメラは、プライバシー保護機能を有するものを使用し、やむを得ず撮影されてしまう個人のプライバシーに対し、最大限の配慮を行わなければならない。

4 市長は、第1条に規定する目的を達成するため特に必要があると認める場合に限り、管理運用責任者をして記録映像の閲覧をさせ、保存期間を延長させ、又は他の記録媒体への複製を行わせることができる。

5 管理運用責任者は、前項の規定による措置を行った場合は、その経緯を記録映像管理簿（別記様式）に記載するものとする。

(本人開示)

第6条 市長は、記録映像として記録されている本人から、条例に基づき当該本人の記録映像の開示請求があった場合は、当該記録映像を当該本人に開示するよう配慮しなければならない。ただし、画質等の状況により容易に第三者と区別することができない場合は、この限りでない。

(苦情等への対応)

第7条 管理運用責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情及び問合せ

を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

記 録 映 像 管 理 簿

[illegible]